地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出） **第一条**　都道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。 2　市町村長及び特別区の長は、総務大臣の定める様式によって、当該市町村又は当該特別区の法第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。 （各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の算定方法） **第四条**　法第三条第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定に基づく当該年度の五月末現在における道府県民税又は市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額（指定都市を包括する都道府県にあっては、当該指定都市の区域内に住所を有する個人の道府県民税の所得割の納税義務者に係る住宅借入金等特別税額控除額の二分の一に相当する額を控除した額とし、指定都市にあっては、当該指定都市の区域内に住所を有する個人の道府県民税の所得割の納税義務者に係る住宅借入金等特別税額控除額の二分の一に相当する額を加算した額とする。次項において「住宅借入金等特別税額控除見込額」という。）とする。 2　法第三条第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。 算式 $A \times \alpha$ 算式の符号 A　住宅借入金等特別税額控除見込額 α　0.9605931 3　法第三条第二項の場合において、毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の総額と各都道府県及び各市町村について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい都道府県又は市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。 ［削る］	（地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出） **第一条**　都道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第三項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。 2　市町村長及び特別区の長は、総務大臣の定める様式によって、当該市町村又は当該特別区の法第三条第五項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。 （各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の算定方法） **第四条**　法第三条第三項の総務省令で定める各都道府県の住宅借入金等特別税額控除見込額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定に基づく当該年度の五月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額（次項において「都道府県住宅借入金等特別税額控除見込額」という。）とする。 2　法第三条第三項の規定によって各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。 算式 $A \times \alpha$ 算式の符号 A　都道府県住宅借入金等特別税額控除見込額 α　1.0039054 3　法第三条第三項の場合において、同条第二項に規定する毎年度分として各都道府県に対して交付すべき地方特例交付金の総額と各都道府県について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい都道府県に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。 4　法第三条第五項の総務省令で定める各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額は、地方税法附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定に基づく当該年度の五月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額（次項において「市町村住宅借入金等特別税額控除見込額」という。）とする。